

介護保険制度における住宅改修

令和 6年 4月

加西市

1 概要

在宅で生活している要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を、実際に居住する住宅について行ったときは、その住宅改修が心身の状況や住宅の状況等から必要と認められる場合に、申請に基づき住宅改修費を支給します。

支給の要件を満たさない場合には支給できませんので、工事着工前に、必ず市や居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の介護支援専門員等に相談してください。

2 対象者

要介護又は要支援認定を受けている被保険者

※ 事業対象者は対象外です。

3 支給の要件

下記の①～③の全てに該当する住宅改修にかかる費用が対象です。

- ① 要介護者等が現に居住する住宅（ただし、介護保険被保険者証に記載された住所地の住宅に限る。）に対して行う改修であること。
- ② 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。
- ③ 要介護者等の心身の状況や住宅の状況等を勘案し、必要と認められる住宅改修であること。

③について、原則、要介護者等が在宅生活を継続していくための日常生活動作に関わる箇所及びそれらを結ぶ動線上の住宅改修が対象となります。そのため、住宅の新築や増築に係る工事、老朽化や破損を理由とする工事、趣味や仕事といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事などは対象外です。

住宅改修費の支給を受けようとする場合には、工事着工前に事前申請を行い、工事の承認を受けることが必要です。工事の承認が出る前に着工した場合は住宅改修費を支給できませんので、ご注意ください。

4 支給限度基準額

支給限度基準額は、要介護度に関わらず、同一の住宅で20万円です。分割しての利用も可能です。

なお、支給限度額管理は、現に居住している住宅について行われます。その後に転居した場合には、改めて上限に達するまで住宅改修費の支給を受けられます（転居前の住居に支給限度基準額の残額があっても、転居後の住居には持ち越されません。）。

また、最初の住宅改修に着工した日と比べて、次のように要介護状態区分を基準として定める介護の必要の程度の段階が3段階以上重くなった場合には、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます（この取り扱いは1回に限られます。また、初回分の住宅改修に支給限度基準額の残額があっても、追加分には持ち越されません。）。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1（第一段階）	要介護3（第四段階）、要介護4（第五段階）、 要介護5（第六段階）
要支援2・要介護1（第二段階）	要介護4（第五段階）、要介護5（第六段階）
要介護2（第三段階）	要介護5（第六段階）

そのほか、介護保険制度とは別に、介護保険制度の住宅改修の支給対象となる20万円を超える工事にかかる経費に対する助成制度があります（助成の対象額は、住宅改修の支給限度基準額（20万円×世帯員のうち要支援・要介護認定を受けた人数）と合わせて100万円が上限です。）。

ただし、下記①～⑤をはじめ、条件がありますので、詳しくは長寿介護課へお問い合わせください。

- ① 生涯に渡り自宅での生活を希望していること。
- ② 初回の介護保険の住宅改修と一体的に利用すること。
- ③ 所得制限があることに注意すること。
- ④ 事前に申請を行って承諾を得ること（事前の現地調査が必要です。）。
- ⑤ 現在の身体状況に応じた住宅改造を行うこと。

5 支給される金額

被保険者の負担割合に応じ、住宅改修に要した費用の7割、8割又は9割が介護保険から支給されます。ただし、支給限度額を超える部分については、全額自己負担になります。

なお、負担割合の判断基準日は、領収日（領収証記載日）です。

6 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成に繋がらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとされており、以下の種類が定められています。

	住宅改修の種類	内容
1	手すりの取付け	<p>廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。</p> <p>手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。</p> <p>福祉用具貸与に定める「手すり」に該当するものは除かれる。</p>
2	段差の解消	<p>居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。</p> <p>ただし、福祉用具貸与に定める「スロープ」や福祉用具購入に定める「浴室用すのこ」を置くことによる段差の解消や、昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。</p>
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>居室においては畳敷から板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。</p>
4	引き戸等への扉の取替え	<p>開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。なお、扉位置の変更等は扉の取替えに含めて差し支えないが、扉の新設については、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り、扉の取替えに含めるものとする。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動</p>

		<p>ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象とならない。</p>
5	洋式便器等への便器の取替え	<p>和式便器を洋式便器に取替える場合や、既存の便器の位置や向きを変更する場合が想定される。</p> <p>ただし、福祉用具購入に定める「腰掛便座」の設置は除かれる。</p> <p>また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から（簡易）水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち（簡易）水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象とならないものである。</p>
6	その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<p>① 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強</p> <p>② 段差の解消 浴槽の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</p> <p>③ 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</p> <p>④ 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</p> <p>⑤ 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗か又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更</p>

7 申請の手続き

償還払い

施工業者に対して被保険者が住宅改修に要した費用の全額を支払い、後日、申請により、市から被保険者へ保険給付分の金額の支給を行います。

<申請の流れ>

- ① 被保険者は、担当の介護支援専門員等に相談し、必要な住宅改修について検討します。
- ② 被保険者は、施工業者の検討や、見積もり依頼を行います。施工業者を選択するにあたっては、複数の住宅改修の施工業者から見積もりを取り、比較した上で選択することをお勧めします。
- ③ 被保険者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書に必要事項を記入し、住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅改修箇所間取り図及び住宅改修予定箇所の写真を添付して提出します。
- ④ 市は、当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、確認結果を施工業者へ連絡します。
- ⑤ 施工業者は、市から工事の承認を確認の上、工事を実施します。被保険者は、工事完了後、住宅改修に要する費用を施工業者に支払います。
- ⑥ 被保険者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書に必要事項を記入し、領収証、工事費内訳書、住宅改修箇所の改修後の写真を添付して提出します。

受領委任払い

施工業者に対して被保険者が住宅改修に要する費用の介護保険自己負担分（1～3割）の金額を支払い、後日、申請により、市が施工業者へ保険給付分（7～9割）の金額を支払います。

受領委任払制度は、生活保護受給者、又は介護保険料の滞納がない被保険者であって、市民税非課税世帯員である方が対象となります。

また、受領委任払制度を利用するためには、工事着工前に受領委任払いに係る承認申請を行い、承認を得た上で、加西市で受領委任払制度事業者の登録を受けた施工業者から住宅改修を受ける必要があります。

<申請の流れ>

- ① 被保険者は、担当の介護支援専門員等に相談し、必要な住宅改修について検討しま

す。

- ② 被保険者は、施工業者の検討や、見積もり依頼を行います。施工業者を選択するにあたっては、複数の住宅改修の施工業者から見積もりを取り、比較した上で選択することをお勧めします。
 - ③ 被保険者は、加西市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払承認申請書に必要事項を記入し、加西市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払に係る同意書、工事費見積書を添付して提出します。
 - ④ 被保険者は、後日、市から送付される加西市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払承認・不承認決定通知書により、承認されていることを確認します。
 - ⑤ 被保険者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書に必要事項を記入し、工事費見積書、住宅改修が必要な理由書、住宅改修箇所間取り図及び住宅改修予定箇所の写真を添付して提出します。
 - ⑥ 市は、当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、確認結果を施工業者へ連絡します。
 - ⑦ 施工業者は、市から工事の承認を確認の上、工事を実施します。被保険者は、工事完了後、住宅改修に要する費用のうち、自己負担分の金額を施工業者に支払います。
 - ⑧ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書に必要事項を記入し、領収証、工事費内訳書及び住宅改修箇所の改修後の写真を添付して提出します。
- ※ ③～⑥の手続きは同時に進めることも可能ですが、受領委任払いが不承認となった場合には、償還払いとなりますのでご注意ください。

8 申請に必要な書類に係る留意事項

事前申請

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書

- ・ 申請者欄の氏名は、被保険者本人が自署してください。心身の状態により自署が困難な場合は、記名・押印としてください。
- ・ 申請者が成年後見人の場合は、その者の住所・氏名を記入の上、その関係を証する書類を提示してください。
- ・ 住宅の所有者による承諾欄の氏名は、住宅の所有者本人が自署してください。心身の状態等により自署が困難な場合は、記名・押印としてください。

(2) 住宅改修が必要な理由書

- ・ 対象者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅状況、福祉用具の導入状況等

を総合的に勘察し、必要な住宅改修の工事の種別とその選定理由を記入するものであり、原則として、居宅介護支援等を行う介護支援専門員等が作成します。

- ・ 担当の介護支援専門員等がない場合は、市の担当者が現地及び対象者の状況を確認の上、理由書を作成します。

(3) 工事費見積書

・ 工事を行う箇所、名称（材料費、施工費、諸経費等を適切に区分して記載すること）、内容（仕様）、単価、数量などは最低限区分して記載したものとし、施工業者に作成を依頼してください。

- ・ 工事費見積書には、助成の対象外となる工事を含めて記載しても差し支えありませんが、助成の対象となる工事を抽出できるよう、明確に区分してください。
- ・ 被保険者本人名義のものとしてください。

(4) 住宅改修箇所間取り図

- ・ 日常生活上の動線が分かるように、住宅改修箇所を中心に家屋の間取り等をできるだけ詳しく記載し、改修箇所、内容等をわかり易く記載してください。

(5) 住宅改修予定箇所の写真

・ 改修箇所ごとに、改修前の写真を撮影してください。写真で改修箇所が特定できるものとするため、付近の建具等を写真に入れるなど、改修箇所部分のみの写真にならないよう撮影してください。

・ 写真は、撮影日（年月日）がわかるものとしてください。日付を入れる機能がないカメラを使用する場合は、黒板等に日付を記入したもの等を写真内に入れ、撮影してください。

・ 段差の解消、手すりの長さや取付け位置の変更、扉の開口幅の変更等の改修の場合は、必ずメジャーなどをあて、全体の長さが確認できるよう、改修前の段差や変更部分の全体の長さ等を示して撮影してください（0 cmを写してください）。また、手すりの取付け等を行う場合には、その取付け位置が分かるように工夫の上、撮影してください。

事後申請

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- ・ 申請者欄の氏名は、被保険者本人が自署してください。心身の状態により自署が困難な場合は、記名・押印としてください。
- ・ 申請者が被保険者以外（相続人又は成年後見人）の場合は、その者の住所・氏

名を記入の上、その関係を証する書類を提示してください。

(2) 領収証（原本）

- ・ 宛名は、原則、被保険者氏名とし、フルネームで記入してください。
- ・ 原本を持参してください。原本に申請済のゴム印を押し、コピーをとって原本を返却します。
- ・ 施工業者が発行したもので、領収日（＝被保険者が施工業者に代金を完済した日）が記載され、社印等が押印されていることが必要です。
- ・ 領収証には、住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えありませんが、この場合、但し書欄に「介護保険による住宅改修工事代〇〇円を含む。」等の記載をしてください。

(3) 工事費内訳書

- ・ 工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとしてください。

(4) 住宅改修後の改修箇所の写真

- ・ 改修箇所ごとに、改修後の写真を撮影してください。改修箇所を特定できるものとするため、付近の建具等を写真に入れるなど、改修箇所部分のみの写真にならないよう撮影してください。また、写真で改修前後の状態が確認できるよう整理してください。
- ・ 写真は、撮影日（年月日）がわかるものとしてください。日付を入れる機能がないカメラを使用する場合は、黒板等に日付を記入したもの等を写真内に入れ、撮影してください。
- ・ 段差の解消、手すりの長さや取付け位置の変更、扉の開口幅の変更等の改修の場合は、必ずメジャーなどをあて、全体の長さが確認できるよう、改修後の段差や変更部分の全体の長さ等を示して撮影してください（0 cmを写してください）。改修前と比べて変更されたことがわかるよう撮影してください。

9 住宅改修費算定上の留意事項

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象となりません。

(2) 新築または増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅に合わせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となることがあります。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に合わせて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出してください。

(4) 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとします。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないことに留意してください。

(5) 一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行う必要があります。したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことができますが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うことになります。

10 その他の留意事項

- ・ 申請の時効は、被保険者が施工業者に代金を完済した日（領収日）の翌日から起算して2年です。
- ・ 要介護（要支援）認定の新規申請又は区分変更申請中であっても、事前申請を行うことは可能です。ただし、認定結果が非該当であった場合には支給されません。

- ・ 病院や介護保険施設へ入院・入所中に、退院・退所を見越して事前申請をした上で住宅改修を行うことは可能です。この場合、事後申請は退院・退所し自宅に戻った後に行ってください。

ただし、被保険者本人が入院・入所中に死亡するなど、住宅改修後の住宅が当該被保険者の居住の用に供されていない場合は、保険給付の対象とはなりません。